| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3化学工業 | −8.3 | −2.5 | 4.6 | 26.2 | 10.2 | 53.6 | −36.5 | 37.6 |
| 4石油製品・石炭製品 | −1.7 | −4.0 | 28.8 | −25.6 | −49.6 | 20.9 | −14.2 | 73.4 |
| 5鉄鋼業 | −0.4 | −4.2 | 27.7 | −20.4 | −22.3 | 13.6 | 7.7 | −15.3 |
| 6非鉄金属 | 12.2 | −18.2 | −12.5 | −18.2 | 21.5 | −35.6 | 35.7 | 33.9 |
| 7金属製品 | 7.7 | 6.6 | 6.5 | −4.2 | −9.1 | −4.2 | 18.7 | 8.1 |
| 8一般機械 | −9.9 | 6.0 | −1.5 | −3.0 | 0.2 | −0.7 | 0.4 | −1.7 |
| 9電気機械 | 0.5 | −2.8 | −7.3 | −1.0 | 20.8 | −11.9 | 0.6 | −11.9 |
| 10情報通信機械 | 15.7 | 7.5 | −20.4 | −2.3 | −13.1 | 12.9 | −2.9 | 19.4 |
| 11自動車・同付属品 | −2.5 | 9.0 | 11.9 | 15.2 | 9.7 | −4.5 | 2.7 | −20.0 |
| 12造船業 | −57.3 | 45.3 | 3.7 | 15.0 | −35.8 | 101.7 | −34.1 | −34.2 |
| 13その他輸送用機械 | −8.6 | 0.7 | −15.7 | 100.8 | 88.3 | −37.3 | 114.9 | 9.8 |
| 14精密機械 | 33.5 | −50.3 | 12.6 | 27.0 | 28.9 | 0.6 | −5.5 | −21.9 |
| 15「その他製造業」 | 16.1 | −22.7 | 18.0 | −3.0 | −9.0 | 12.0 | −11.1 | −4.7 |
| Ⅱ非製造業計 | 2.6 | −2.0 | 3.0 | −10.2 | 4.3 | 0.0 | −4.8 | 25.2 |
| 16農林漁業 | 9.9 | −6.3 | 12.0 | −7.1 | −4.8 | −6.3 | 11.2 | 11.8 |
| 17鉱業・採石業・砂利採取業 | 9.0 | 0.8 | 19.7 | −8.8 | −13.0 | −21.1 | 27.1 | 101.5 |
| 18建設業 | 27.4 | −10.8 | 17.8 | −5.5 | −7.0 | −0.1 | −1.7 | 6.2 |
| 19電力業 | −10.3 | −25.6 | 6.2 | −12.9 | 5.1 | 7.9 | 30.0 | 43.7 |
| 20運輸業・郵便業 | −13.2 | 27.0 | 7.6 | −24.3 | −6.1 | 17.3 | −25.4 | 7.4 |
| 21通信業 | −1.0 | 12.3 | −0.7 | 9.1 | 25.7 | 14.5 | −15.3 | −5.9 |
| 22卸売業・小売業 | −0.7 | 2.3 | −3.7 | 4.2 | 6.9 | 0.3 | 1.5 | 41.1 |
| 23金融業・保険業 | −0.0 | −4.6 | 3.1 | 3.4 | 4.6 | 5.7 | −0.5 | −0.5 |
| 24不動産業 | 2.4 | 14.8 | −20.6 | 6.5 | −1.5 | 5.1 | 45.0 | 6.9 |
| 25情報サービス業 | 8.4 | −6.3 | 6.2 | −3.1 | −9.8 | 1.7 | 6.6 | 2.1 |
| 26リース業 | 4.2 | −16.1 | 11.4 | 1.0 | −8.9 | −5.3 | −1.1 | 12.2 |
| 27「その他非製造業」 | 22.1 | 1.1 | −4.8 | −2.3 | 2.5 | −9.8 | −4.8 | 8.3 |

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

# 公　告

## 諸　事　項

### 登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者の承継人から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年６月21日　　関東経済産業局長　宮川　　正

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 中央三井カード株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都文京区小石川一丁目12番16号 |
| 登録番号 | 関東（包）第24号 |
| 営業廃止年月日 | 平成24年４月１日 |

### 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月21日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太陽電気株式会社　代表取締役　北神　徹也　熊本県熊本市中央区八王寺町38番22号　国土交通大臣許可（般特―23）第1267号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）　「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成24年６月22日から平成25年６月21日までの１年間

４　処分の原因となった事実　太陽電気株式会社の元取締役は、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所が平成21年３月19日、平成21年９月４日、及び平成22年９月６日に入札を執行した３件の電気工事において、同事務所防災課長から調査基準価格から消費税を控除した価格に近似する価格の教示を受け、同社の元代表取締役は、教示を受けた価格を基に近似した入札価格を決定し、その価格で入札して３件の工事を落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたものである。

また、同社の元代表取締役は、平成22年３月頃に上記の防災課長に対し、上記の電気工事に対し有利かつ便宜な取り計らいを受けた謝礼、又は有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨の下に現金を供与し、さらに同社の元代表取締役及び元取締役は、同年６月頃に同防災課長に対し、物品の供与とその取付け工事を施工して提供し、もって同防災課長の職務に関し賄賂を供与したものである。

これにより、平成24年３月８日に福岡地方裁判所において、それぞれ懲役刑（執行猶予付き）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月21日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉行産業　代表取締役　吉行　道三　宮崎県小林市野尻町1297番地の３　国土交通大臣許可（特―23）第19111号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。